

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

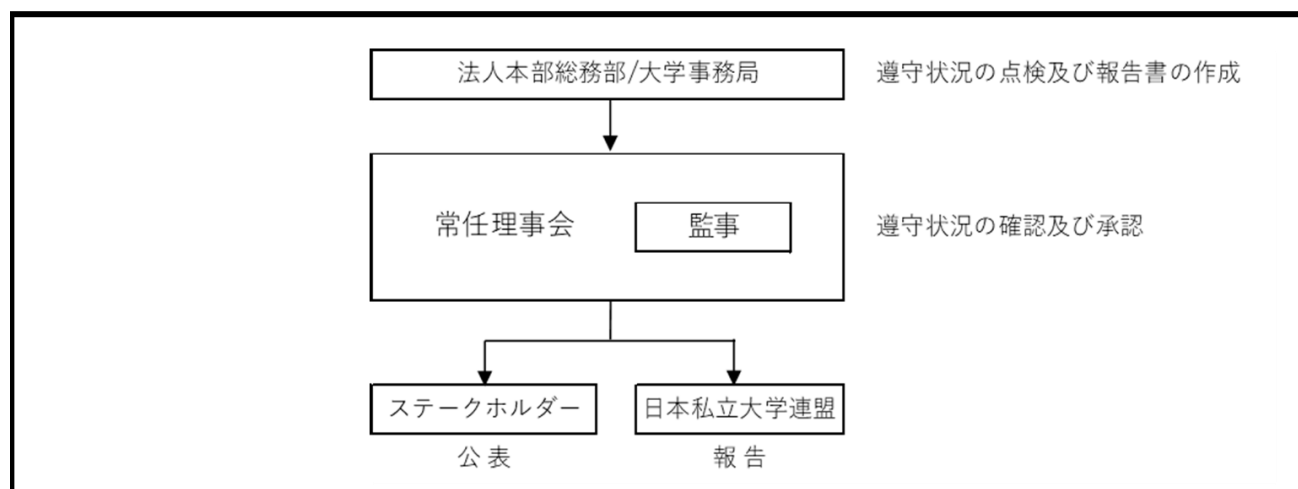
1. 法人名等

法 人 名	学校法人暁学園
法 人 代 表 者	理事長 喜岡 渉
担 当 部 署	法人本部 総務部
お 問 合 せ 先	059-337-2345

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	本学園では、建学の精神に基づき多様なステークホルダーへの説明責任を果たすとともに、「執行」と「監視」の役割を明確に分離し、相互に健全なけん制が機能する強固なガバナンス体制を構築している。これら一連の取り組みを通じて社会からの高い信頼と承認を獲得しており、学校法人としての確固たる自律性を確保している。

遵守原則 1－1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
	本学園では、建学の精神および教育研究目的を明確にした上で、教学、施設設備、財務に関する事項を網羅した5ヵ年の中期経営計画を策定している。策定にあたっては、財政面の担保となる具体的な資金・収支計画を精緻化するとともに、常任理事会での承認、評議員会での意見聴取を経て、理事会で最終決定を行う厳格なプロセスを整備している。 決定された計画は、各校種の管理職を通じて全教職員へ周知し、理解の深化を図っている。さらに、毎年度終了後には実施状況や達成度を評価した事業報告書を作成し、学園ホームページを通じて広く社会へ公表している。これにより、多様なステークホルダーに対する説明責任を果たし、学園運営に関する理解と信頼の獲得に努めている。

遵守原則 1－2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	学校法人の健全な運営を担保する執行と監視・監督の体制については、理事長、代表業務執行理事、理事らの業務執行範囲を「理事職務権限規程」によって明確に定めている。また、理事会および評議員会の議決事項や委任範囲についても、寄附行為および寄附行為施行規則に定めて適正に運用しており、教学・法人組織や各管理者の権限と責任を明確化した円滑な業務執行体制を構築している。 業務執行に対する監視・監督機能としては、監事2名と評議員17名が相互けん制を担っている。理事長、常務理事および監事が評議員会に出席して意見聴取と業務執行報告を行うとともに、監事は理事会への出席を通じて審議の適正性を検証し、必要に応じて独立した見地から意見を述べる仕組みが定着している。これにより、機関内および機関間における建設的な協働と、有効な相互けん制機能が発揮されている。

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私立大学連盟のガバナンスコードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 本学園では、建学の精神に基づく教育研究活動を展開し、時代や社会の変化に応じながら、広く社会・地域に貢献する有為な人材の育成に邁進している。さらに、各種公開講座や履修証明プログラム等の積極的な実施をはじめとする多様な地域連携活動を通じて、地域社会の持続的な発展への寄与に努めている。

遵守原則 2 - 1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	学園の両大学（四日市大学、四日市看護医療大学）は、広く社会や地域にとって有為な人材を育成するため、「カリキュラム・ポリシー」および「ディプロマ・ポリシー」に基づくカリキュラム評価を毎年実施し、方針の実質化を図っている。同時に、「アドミッション・ポリシー」に基づき入学者選抜の妥当性を検証し、その実質化に努めている。 さらに、卒業生からの提言や就職先へのアンケート調査を通じて、社会や地域が求める人材ニーズの把握に努め、産業界および医療界との連携を強化している。地元自治体とは運営協議会を設置し、大学の運営や学生の状況について多角的な意見交換を行う中で、理想の人材育成に関する議論を深め、大学教育へ反映させる取り組みを推進している。 また、公開講座やリカレント教育としての履修証明プログラムを開講している。特に四日市看護医療大学においては、地元自治体が強力に推進する在宅看護体制充実のための研修を実施するとともに、大学院を設置し、高度専門職業人や教育・研究者の養成など、地域に貢献できる人材育成を継続している。

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	四日市大学は、社会連携センターおよび研究機構を中心として、地域とつながる様々な仕組みづくりを通して地域貢献活動を推進している。各種の一般向け公開講座や履修証明プログラム等の開講はその一環であり、大学における研究成果を地域の生涯学習のために提供している。また、四日市市をはじめとする近隣の3市5町と包括連携協定を締結し、地域の自治体や企業との信頼関係の醸成に努めている。 四日市看護医療大学では、地元経済団体と連携して社会人の健康増進・啓発等に寄与する一方、研究フィールドの提供を受けている。また、感染症の流行や災害等の有事の際には、自治体や医療機関との協力のもと、建物や敷地の提供をはじめ、本学園が有する医療系人材を遠隔地も含めた地域のために最大限活用する体制と心構えを常時整えている。 これらの取り組みは毎年度、報告書等にまとめられており、地域連携の重要性を全学的に浸透させることで、全教職員が共通認識を持って社会連携および地域貢献事業の推進に取り組むことができている。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	本学園では、独立した監事や会計監査人、内部監査室が連携する厳格な三様監査体制と内部統制やリスク管理に関する多角的な牽制システムを運用している。さらに、経営および教学の重要情報をウェブサイト上で網羅的かつ平易に公開・説明しており、学校法人の公共性に鑑みた健全な運営体制を通じて、広く社会に対する高い信頼性と透明性を確保している。

遵守原則 3－1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学園では、監事の選任において寄附行為に基づき、独立性の確保と利益相反の適切な防止を徹底し、常勤監事1名を含む2名を選任している。これにより、監事監査規程や監事監査計画、監事監査基準に則った実効性の高い監査業務を展開している。さらに、評議員会で選任された会計監査人や内部監査室との定期的な情報共有・意見交換を通じて監査機能のさらなる向上を図るとともに、その結果を取りまとめた監査報告書は理事会および評議員会へ報告するだけでなく、学園ホームページで広く公開して経営の透明性向上に努めている。 また、監事は理事会や評議員会のみならず、毎月開催される常任理事会などの重要会議にも出席して経営の意思決定を監視している。内部監査室の支援のもとで原則毎月実施される業務監査とあわせて、理事の職務執行に対する堅固な監督体制を確立している。このように、本学園は常に法令を遵守した自律的なガバナンス体制のもとで、社会からの確かな理解と信頼を背景に、質の高い教育研究活動を通じた社会貢献に邁進している。

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学園では、理事、監事、評議員、会計監査人の選任手続きを寄附行為に明文化し、機関ガバナンスの透明性と信頼性を担保している。これを基盤に、重要法令の改正や規程の制改定の都度、役職員への周知徹底を行い、確実なコンプライアンスの遵守と不正防止を図っている。さらに、これらを組織的に定着させるため、「内部統制システム整備の基本方針」に基づく諸規程を運用するとともに、事務部局の職務においては事務分掌規程により権限と職責を明確に分離している。あわせて、管理職による事前承認と事後チェックの徹底、および属人化を防ぐ適宜のジョブローテーションなどを組み合わせることで、誤謬や不正を未然に防止する内部牽制体制を強固に構築している。 不正行為の抑止に関しては、会計監査人および監事による会計監査、内部監査室の支援による業務監査、そして同室主導の内部監査が有機的に連携し、内外両面からの強固なチェック体制を機能させている。法人経営に重大な影響を及ぼす危機的リスクの発生時には、危機管理委員会や常任理事会において迅速に対応を協議する体制を整備している。法令遵守に関わる事案は顧問弁護士等の外部専門家へ速やかに相談するほか、財務上の重大事項は直ちに監事および会計監査人と共有し、適切な助言を得る仕組みを敷いている。さらに、組織の機能不全を早期に察知・是正すべく公益通報者保護窓口および調査委員会を設置し、通報者の不利益保護を徹底した客観的な是正体制を確立している。

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	情報公開に関しては、両大学において教育目的、授業方法、卒業認定基準、取得可能資格のほか、大学の組織や財務状況、自己点検・評価報告書、認証評価結果、設置認可申請書類など、ステークホルダーが求める多角的な情報をウェブサイト上で明示している。 あわせて、各大学が毎年度作成する事業報告書の開示により、大学の現状や実績を具体的に把握できる環境を整備している。現役学生の授業評価・生活実態調査や卒業生調査の結果については、グラフや図表を用いて視覚的なわかりやすさに配慮しているほか、保護者等からの関心が特に高い就職状況や国家試験合格率も正確に公表している。このように、広く社会からの理解と信頼を得るため、透明性の高い積極的な情報発信を展開している。

基本原則「４．継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	本学園では、外部人材の知見を反映した各機関の相互牽制による自律的な体制を機能させている。さらに、寄附金や外部資金の獲得による財政・経営基盤の強化とともに、規程等に基づく堅実な資産運用と多角的な危機管理体制を構築しており、建学の精神に基づく教育研究活動を維持・継続する基盤を確保している。

遵守原則 4 - 1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
	本学園では、政策の策定・管理を行う最高責任者を理事長、執行責任者を常務理事と定めている。その上で、経営改革、四日市看護医療大学・社会連携、教学マネジメント・労務、教育改革、財務・総務をそれぞれ担当する理事を配置し、権限と責任の明確化を図っている。これら役員の選任・解任手続きは寄附行為等で厳格に定めており、ガバナンスの透明性を担保している。 最高議決機関である理事会には監事が毎回出席し、定期的なチェック機能を果たしている。また、諮問機関である評議員会は定員17名のうち12名を外部人材で構成し、多角的な視点からの意見聴取を可能にしている。さらに、常任理事会にも外部理事や監事を加えることで、企業経営をはじめとする外部の知見を反映した事前協議を行っており、理事会・監事・評議員会による相互牽制を有効に機能させている。

遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	財政基盤の安定化および経営基盤の強化に向けては、学生納付金以外の独自の財源確保を推進している。令和2年度に設置した寄附金事業委員会（担当部局：財務部）を中心に全学的な募集事業を展開し、ホームページへの趣意書掲載やパンフレットの配付等を通じて卒業生や教職員への意識啓発を図り、学園のミッションに共感を得るための継続的な活動を行っている。外部資金の獲得に関しては、四日市大学学術情報課および四日市看護医療大学図書・研究支援課が主導し、科研費の申請支援や専門業者によるウェブ面接指導など、教員への組織的・人的な支援体制を強固に構築している。資産運用にあたっては「学校法人暁学園資金運用管理規程」に則り、安全性の確保を最優先とした堅実なリスク管理を徹底するとともに、財務状況や監事による監査結果の適時・適切な情報公開を進めている。 あわせて、持続可能な教育環境の維持に向けた危機管理体制の拡充にも注力している。学園本部および各校種に危機管理委員会を組織し、自然災害や人的災害、情報漏洩等の多様なリスクに対応するマニュアルを整備・運用している。これにより、事案発生時の迅速な危機対応のみならず、平時からの未然防止策を徹底している。とりわけ情報セキュリティ領域においては、アクセス権限の厳格化や強固なファイアーウォールの構築など、内外からの不正アクセスを遮断する強固な防御体制を維持している。